

SCネットワークあいち会費規程

第1条 この規程は、SCネットワークあいちの会費等に関して必要な事項を定める。

第2条 本会に加盟する総合型地域スポーツクラブは、次条に定める会費を納入しなければならない。

第3条 年会費は前年度の予算金額に応じて決定し、その額については別途定める。

2 年会費は原則として毎年度5月末日までに納入するものとする。

第4条 本規程は役員会の議決により、改正することができる。

附則

1 この規程は平成23年11月13日から施行する。

別表

年会費

| 前年度予算額 | 年会費 |
|-----------|---------|
| 1,000万円未満 | 10,000円 |
| 1,000万円以上 | 20,000円 |